

(仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業

公募型プロポーザル募集要項

令和8年(2026年)2月13日

滝川市

## 目次

第1章 事業内容に関する事項	1
1. 事業名	1
2. 施設の管理者	1
3. 事業概要	1
4. 事業実施の前提	1
5. 事業スケジュール	1
6. 事業手法	1
7. 事業者の業務範囲	1
8. 滝川市の業務範囲	2
9. 事業者の収入	2
10. 事業費限度額	2
11. 法令等の遵守	2
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	3
1. 事業者の募集及び選定方法	3
2. 事業者の募集及び選定スケジュール	8
3. 募集要項等の公表	8
4. 募集要項等に関する質問等の受付及び回答	8
5. 参加資格確認に関する手続	9
6. 現地確認の開催	9
7. 提案書類の受付	10
8. プレゼンテーションの実施	10
9. 優先交渉権者の決定	11
第3章 提案書類の審査	12
1. 審査方法	12
2. 審査事項	12
第4章 事業契約に関する事項	13
1. 基本協定書の締結	13
2. 事業者との仮契約の締結	13
3. 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	13
4. 契約保証金	13
5. 費用の負担	13
6. その他	13
第5章 その他事業の実施に関して必要な事項	14
1. 応募に伴う費用負担	14
2. 情報公開及び情報提供	14
3. 提出書類の取扱い	14
4. 募集要項等に関する問合せ先	14
別紙1 優先交渉者決定基準	15
別紙2 応募者の構成・参加資格に関する事項	21

## 第1章 事業内容に関する事項

### 1. 事業名

(仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業 (以下「本事業」という。)

### 2. 施設の管理者

滝川市長 前田 康吉

### 3. 事業概要

本事業は、子育てに関する様々な支援を切れ目なく受けることができ、且つ こども達のみならず市民全般の健康づくりの拠点としての「(仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設」を整備することを目的とする。

### 4. 事業実施の前提

本事業は、以下に記載する2つの条件が全て整わない場合は、事業を実施しないこととする。

- ①令和8年度滝川市一般会計予算が成立する。
- ②令和8年度国庫補助事業の交付決定を受ける。

なお、事業の実施に至らなかった場合、市は損害賠償の責めを負わないものとする。

### 5. 事業スケジュール

本事業のスケジュール(予定は)は、次のとおりとする。

内 容	時 期
優先交渉権者の選定及び公表	令和8年(2026年)4月
事業契約の締結	令和8年(2026年)5月
設計・施工期間	令和8年(2026年)5月～令和11年(2029年)2月末日
供用開始 <sup>※1</sup>	令和11年(2029年)4月1日

※1「供用開始」は、本施設における一般来庁者へのサービスの開始を意味する。

### 6. 事業手法

事業手法は、DB (Design-Build) 方式とする。

### 7. 事業者の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は要求水準書において記述する。

- ① 統括管理業務
- ② 設計業務
- ③ 建設業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 什器備品の選定補助業務

## 8. 滝川市（以下「本市」という。）の業務範囲

本市が実施する主な業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 既存施設から他施設への仮移転及び本施設完成後の移転業務
- ② 什器備品の調達業務

## 9. 事業者の収入

### （1）業務の対価

本市は、事業者以下の業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を支払うものとする。詳細は、「業務対価の支払い方法および改定」の方法において示す。

- ① 設計、建設・工事監理業務

## 10. 事業費限度額

本事業費の限度額は、3,072 百万円（税抜）とする。

## 11. 法令等の遵守

本事業の実施にあたり、事業者は関連する関係法令等を遵守すること。詳細については要求水準書において記述をする。

## 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、応募希望者の自由な提案を期待して、公募型プロポーザル方式（随意契約）により行う。

第1次審査（以下「資格審査」という。）は、本事業への参加資格要件を満たしているかを確認する資格審査を行う。第2次審査（以下「定量化審査」という。）は、第1次審査を合格した応募者の提案書類について、（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業企画提案審査職員会議において評価する定量化審査を行う。

応募者は、以下の参加資格要件をすべて満たす者とする。

#### （1）募集要項及び別添資料一覧

事業者の募集時に開示する資料は、以下のとおりとする。

- ① 公募型プロポーザル募集要項（優先交渉権者決定基準含む）
- ② 要求水準書
- ③ 基本協定書（案）
- ④ 基本契約書（案）
- ⑤ 設計施工一括契約書（案）
- ⑥ 業務対価の支払い方法および改定方法
- ⑦ 様式集

※上記資料一式を、以下「募集要項等」という。

※上記資料の一式のうち、「④・⑤」を総称して、以下「事業契約書（案）」という。

#### （2）応募者の構成

応募者の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 応募者は、次に示す複数法人（法人、法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム方式」という。）とすること。構成例として【P21 図2 コンソーシアム組織の構成の例】に示す。
  - i) 設計事業者と建設事業者の企業連合（コンソーシアム方式）であること。また、コンソーシアム方式の代表企業は、建築主体であること。
  - ii) 建設事業者については、単体のほか特定共同企業体を組織した団体を含むものとし、構成員については、業種ごとに、2または3者とする。
- ② 施工業務の各構成員の出資比率の最小限度は、次に掲げるとおりとする。
  - i) 2社以上の場合 30 パーセント以上
  - ii) 3社以上の場合 20 パーセント以上

#### （3）参加者に共通する参加資格 共通資格要件

- ① 応募者の構成企業は、次の各号をすべて満足すること。
  - i) 滝川市競争入札参加資格者名簿において、設計事業者及び施工監理業者は「建築物の設計」に、建設事業者は、滝川市内業者及び地場業者\*であって、「建築」、「電気」及び「管」に登録された者であること。

※「滝川市内業者」とは、市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する営業所を設けている者をいい、「地場業者」とは市内に営業に係る拠点を設置し、かつ、包括受任者を配置する等市内に同法第3

条に規定する営業所を有する者と同等であると市長が認める者をいう。

- ii) 特定共同企業体を結成して参加する場合は、令和8年2月24日から3月11日までの特定共同企業体の受付期間に資格審査申請書を提出し、参加表明の期限までに、適格な有資格者として資格者名簿に登録を終えていること。

資格審査申請等については、必ず事前に市財政課契約管財係と協議すること。

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 滝川市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ④ 滝川市競争入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、または同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）または旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て、または通告を受けた者でないこと。
- ⑨ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑩ 国税または地方税を滞納している者でないこと。
- ⑪ 役員等（役員または支店もしくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者でないこと。
- ⑫ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- ⑬ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる者でないこと。
- ⑭ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者でないこと。
- ⑮ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- ⑯ 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が⑪から⑭までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者でないこと。
- (4) 統括責任者の要件
- ① 以下に示す要件を全て満たす統括責任者を代表企業から選出し配置すること。
- i) 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有すること。

ii) 常勤の自社社員で引き続き3か月以上の恒常的な雇用関係があること。

② 統括責任者と現場代理人は兼任することができる。

(5) 業務別の参加資格要件

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たす「単独企業」であること。

i) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ii) 平成28年度（2016年度）以降に、延床面積概ね1,500㎡以上の公共施設の実施設計を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

iii) 管理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

a) 一級建築士の資格を有すること。

b) 常勤の自社社員で引き続き3か月以上の雇用関係があること。

iv) その他

a) 管理技術者及び主任技術者はそれぞれ1名とし、兼任しないこと。

b) 管理技術者とは、本事業に係る業務全般の管理及び統括を行う者とする。

c) 主任技術者とは、管理技術者の下で、各分担業務分野を統括する役割を担う者とする。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たす「単独企業」であること。

i) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ii) 平成28年度（2016年度）以降に、延床面積概ね1,500㎡以上の公共施設の実施設計を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

iii) 管理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

a) 一級建築士の資格を有すること。

b) 常勤の自社社員で引き続き3か月以上の雇用関係があること。

c) 管理技術者とは、本事業に係る業務全般の管理及び統括を行う者とする。

③ 施工業務を行う者

施工業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

【建築主体】

i) 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。ただし、特定共同企業体の構成員（代表者を除く）については、その者が施工を分担する工事に係る下請契約の請負代金の総額が、建設業法施行令第1条の2に規定する金額（建築一式工事にあつては8,000万円、その他の工事にあつては5,000万円）未満である場合は、一般建設業の許可を有する者であれば足りるものとする。

ii) 令和7・8年度滝川市競争入札参加資格者登録をされ、市長が指定する等級Aに格付けされている者。構成については、【P21 図3 等級Aとなる構成について】に示す。

iii) 監理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を専任で配置すること。

a) 一級建築施工管理技士または一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。

b) 常勤の自社社員で引き続き3か月以上の雇用関係があること。

iv) 現場代理人として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

- d) 一級建築施工管理技士等の資格を有すること。
- b) 常勤の自社員で引き続き3か月以上の雇用関係があること。
- c) 現場代理人と監理技術者は兼任することができる。
- v) 建築工事担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
  - d) 一級建築施工管理技士または一級建築士のいずれかの資格を有すること。
  - b) 常勤の自社員で引き続き3か月以上の雇用関係があること。

#### 【電気設備】

- i) 電気工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。ただし、特定共同企業体の構成員（代表者を除く）については、その者が施工を分担する工事に係る下請契約の請負代金の総額が、建設業法施行令第1条の2に規定する金額（建築一式工事にあつては8,000万円、その他の工事にあつては5,000万円）未満である場合は、一般建設業の許可を有する者であれば足りるものとする。
- ii) 令和7・8年度滝川市競争入札参加資格者登録をされ、市長が指定する等級Aに格付けされている者。構成については、【P21 図3 等級Aとなる構成について】に示す。
- iii) 監理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を専任で配置すること。
  - d) 一級電気施工管理技士の資格を有し、電気工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
  - b) 常勤の自社員で引き続き3か月以上の雇用関係があること。
- iv) 現場代理人として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
  - d) 一級電気施工管理技士等の資格を有すること。
  - b) 常勤の自社員で引き続き3か月以上の雇用関係があること。
  - c) 現場代理人と監理技術者は兼任することができる。
- v) 電気設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
  - d) 二級電気施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有すること。
  - b) 常勤の自社員で引き続き3か月以上の雇用関係があること。

#### 【機械設備】

- i) 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。ただし、特定共同企業体の構成員（代表者を除く）については、その者が施工を分担する工事に係る下請契約の請負代金の総額が、建設業法施行令第1条の2に規定する金額（建築一式工事にあつては8,000万円、その他の工事にあつては5,000万円）未満である場合は、一般建設業の許可を有する者であれば足りるものとする。
- ii) 令和7・8年度滝川市競争入札参加資格者登録をされ、市長が指定する等級Aに格付けされている者。構成については、【P21 図3 等級Aとなる構成について】に示す。
- iii) 監理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を専任で配置すること。
  - d) 一級管施工管理技士の資格を有し、管工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
  - b) 常勤の自社員で引き続き3か月以上の雇用関係があること。
- iv) 現場代理人として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
  - d) 一級管施工管理技士等のいずれかの資格を有すること。
  - b) 常勤の自社員で引き続き3か月以上の雇用関係があること。
  - c) 現場代理人と監理技術者は兼任することができる。

- v) 機械設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
  - a) 二級管施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有すること。
  - b) 常勤の自社員で引き続き3か月以上の雇用関係があること。

(6) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認審査書類の受付日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から本市による優先交渉権者の決定の日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなると認められる場合は、本市はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

(7) 失格条件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 公告日以降選定委員会の委員に、直接または間接を問わず接触を求めた場合
- ② 公告日から協定書の締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合
- ③ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- ④ 応募資格がない者による場合
- ⑤ 参加表明書その一切の書類に虚偽の記載をした場合
- ⑥ 提案書類の記載事項が全部または一部記載されていない場合、記載すべき以外の内容が記載されている場合、条件に適合していない場合
- ⑦ 書類が不足している場合
- ⑧ 応募者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ⑨ 応募者が他の応募者の代理をした場合
- ⑩ その他応募に関する条件に違反した場合

## 2. 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び事業者の選定スケジュールは、次のとおりである。

なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに滝川市ホームページで公表する。

	項 目	日 程
1	募集要項等の公表・配布	令和8年2月13日(金)
2	募集要項等に関する質問受付	令和8年2月16日(月)9時00分から 令和8年2月27日(金)12時00分まで
3	特定共同企業体受付	令和8年2月24日(火)9時00分から 令和8年3月11日(水)17時00分まで
4	募集要項等に関する質問等に対する回答	令和8年3月5日(木)
5	参加表明の受付	令和8年3月16日(月)9時00分から 令和8年3月27日(金)12時00分まで
6	参加資格審査結果の通知	令和8年4月2日(木)
7	現地確認	令和8年4月7日(火)から 令和8年4月9日(木)
8	提案書類の受付	令和8年4月6日(月)9時00分から 令和8年4月24日(金)12時00分まで
9	提案審査(プレゼンテーション)	令和8年4月30日(木)【予定】
10	優先交渉権者の決定・公表	令和8年5月1日(金)【予定】
11	基本協定及び仮契約の締結	令和8年5月下旬【予定】※1
12	本契約の締結(議会の議決)	令和8年5月下旬【予定】※1

※1：国庫補助事業採択の日程により前後する可能性がある。

## 3. 募集要項等の公表

募集要項等は、本市のホームページにて公表する。

## 4. 募集要項等に関する質問等の受付及び回答

募集要項等の記載内容に関する質問等の受付を以下のとおり行う。なお、応募希望者から提出された質問等について、必要と判断した場合にはヒアリングを行う。

### (1) 質問の受付期間

令和8年2月16日(月)9時00分～令和8年2月27日(金)12時00分まで

### (2) 提出方法

「(仮称)滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業に関する質問書」(⑦様式集：様式1-1-1及び様式1-1-2)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

### (3) 提出先

担当：滝川市健康こども未来部子育て応援課政策推進室

E-mail：jidou@city.takikawa.lg.jp

### (4) 回答方法

募集要項等に関する質問への回答は、令和8年3月5日(木)までに滝川市ホームページで公表す

る。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

## 5. 参加資格確認に関する手続

### (1) 参加表明書及び参加資格確認書類等の受付

応募者は、以下の要領にて、様式集及び記載要領で定める参加表明書及び参加資格確認書類等を提出し、本市の参加資格確認を受けなければならないものとする。

#### ① 提出要領

##### ・提出書類

「⑦様式集」に示すとおりとする。

##### ・提出方法

持参または書留郵便とする。

##### ・提出期限

令和8年3月16日(月)～3月27日(金)12時00分必着(郵便も同様)

##### ・提出場所

第5章4とする。

### (2) 参加資格確認結果の通知

本市は、令和8年4月2日(木)までに、参加表明を行った者に対し、参加資格の確認結果を個別に通知する。なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

### (3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加表明を行った者のうち、参加資格審査結果の通知により参加資格がないと認められた者は、本市に対し、令和8年4月7日(火)までに「参加資格がないと認められた場合の説明要求書」(⑦様式集：様式2-6)を郵送にて提出することにより説明を求めることができる。

## 6. 現地確認の開催

参加を表明した事業者を対象に、対象施設(保健センター、こども発達支援センター、花月地域子育て支援センター、中央保育所)の現地確認期間を設ける。

現地確認の留意事項等の詳細は「現地確認申込書」(⑦様式集：様式1-2)の留意事項を確認のこと。

#### ① 実施期間

令和8年4月7日(火)から令和8年4月9日(木)まで

各日9時00分から17時00分(12時00分から13時00分を除く)

#### ② 参加申込方法

現地確認を希望する事業者は、「現地確認申込書」(⑦様式集：様式1-2)に必要な事項を記載の上、令和8年4月2日(木)12時00分までに、電子メール(ファイル添付)にて申込みをすること。メールタイトルには「現地確認に関する申込(事業者名)」と明記すること。

提出は、以下に示すメールアドレスに行うこと。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。なお、参加表明および参加資格確認申請書類と併せて持参しても構わない。

提出先 E-mail: jidou@city.takikawa.lg.jp

#### ③ その他

現地確認時に参考図書は配付しない。要求水準書に示す提供資料を持参すること。

## 7. 提案書類の受付

参加資格審査通過者は、提案書類を次のとおり提出すること。

### ① 提出要領

・提出書類

「⑦様式集」に示すとおりとする。

・提出日時

令和8年4月6日（月）9時00分から令和8年4月24日（金）12時00分まで

・提出方法

持参とする。

・提出場所

第5章4とする。

## 8. プレゼンテーションの実施

本市は、提案審査書類を提出した者を対象に、提案内容のプレゼンテーション及び提案審査書類に対するヒアリングを行う。実施時期は令和8年4月30日（木）を予定している。

これらの日時等の詳細は、提案審査書類の提出者に対して個別に通知する。

### ① 場所

滝川市役所5階 庁議室【予定】

※ 場所、時間等の詳細は、参加資格審査結果の通知と併せて示すものとする。

### ② 準備するもの

プレゼンテーション審査にパソコン等の電子機器を使用する際は、審査対象の事業者が準備すること。ただし、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション審査開始前5分程度とする。

なお、モニターは事務局にて準備する。

### ③ プレゼンテーションおよびヒアリングの時間

提案書のプレゼンテーションは20分以内、ヒアリング20分程度で行うものとする。

### ④ 出席者

事業者の出席者は、5名以内とする。（ただし、パソコン操作等のプレゼン支援者を除く）

なお、事業の詳細を的確に説明できる設計者が出席し、プレゼンテーションを行うことが望ましい。

出席者リスト（任意様式）を提案審査の前日までに事務局へメールで提出すること。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

## 9. 優先交渉権者の決定

日時や場所等の詳細については決定次第通知する。

### (1) 日時

令和8年5月1日(金)(予定)

#### ・実施方法

「別紙1 優先交渉権者決定基準」に従い、最優秀提案者を選定する。

### (2) 優先交渉権決定後の手続

#### ① 基本協定の締結

本市と優先交渉権者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的事務に関する事項、役割等を規定した基本協定を締結する。詳細は「③基本協定書(案)」による。

#### ② 提案概要書の公表

本市は、優先交渉権者から提出された様式集及び記載要領に定める提案概要書を公表する予定としているため、優先交渉権者は、提案概要書を作成するとともに、その公表に協力するものとする。

#### ③ 仮契約の締結、本契約の締結

本市は、本事業に関する事項を包括的かつ詳細に規定した仮契約を締結し、議会での議決を経た上で本契約を締結する。詳細は「④基本契約書(案)」「⑤設計施工一括契約書(案)」による。

## 第3章 提案書類の審査

### 1. 審査方法

#### (1) 提案書類の審査

本事業は、事業者が本市の定める事業参画に必要な資格を有しており、かつ、提案内容が、本市が要求する性能要件を満たすことを前提として、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービス提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウ・実績等を総合的に評価して選定する。

#### (2) 選定の方式

本事業の事業者の募集及び選定については、公募型プロポーザル方式によるものとする。

#### (3) 選定委員会の設置及び評価

優先交渉権者の決定にあたり、客観的な評価を行うために、(仮称)滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業企画提案審査職員会議(以下「審査委員会」という。)を設置する。

### 2. 審査事項

審査事項は、「別紙1 優先交渉権者決定基準」に示す。

## 第4章 事業契約に関する事項

### 1. 基本協定書の締結

本市と優先交渉権者との間で締結する基本協定書の内容は、「③基本協定書（案）」に示す。

基本協定書は、優先交渉権者決定後、本市と優先交渉権者との間で事業契約書の締結に向けてなされる本市と優先交渉権者の双方の協力等について定めるものである。

### 2. 事業者との仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて優先交渉権者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、事業者と本事業についての仮契約を締結する。

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結までの間、優先交渉権者が基本協定を締結しないもしくは事業者が事業契約を締結しない場合には、公募型プロポーザルの総合評価における次点の候補者と事業契約締結の手続きを行う場合がある。

### 3. 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

仮契約は、議会の議決を経て本契約となる。

### 4. 契約保証金

契約保証金は、事業費に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10以上を納付するものとする。

ただし、契約の相手方が、市を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき、または契約の相手方から委託を受けた保険会社が公共工事履行保証証券を提出したときは、契約保証金の全部または一部を免除する。

### 5. 費用の負担

基本協定書及び事業契約書の作成に係る優先交渉権者または事業者側の弁護士費用や印紙代などに要する費用は、優先交渉権者または事業者の負担とする。

### 6. その他

優先交渉権者が参加資格を欠くような事態が生じた場合またはその他の事由等により契約を締結しない場合は、提案書類の審査における総合得点が優先交渉権者の次に高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合は随意契約により契約を締結する。

## 第5章 その他事業の実施に関して必要な事項

### 1. 応募に伴う費用負担

提案書類作成など応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

### 2. 情報公開及び情報提供

本事業に係る情報公開は関係法令等に基づき行う。また、情報提供は、適宜、本市ホームページを通じて行う。

### 3. 提出書類の取扱い

#### ア 著作権

提出書類の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、本市は、広報活動等に必要な範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、優先交渉権者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により本市に使用許諾が付与されるものとする。

#### イ 特許権等

応募者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

#### ウ その他

提出書類は返却しない。

優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかった応募者の提出書類について、本市は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

### 4. 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

担当：滝川市健康こども未来部子育て応援課政策推進室

住所：〒073-0032 北海道滝川市明神町1丁目5番32号

電話：0125-74-5179

FAX：0125-23-2486

E-mail：jidou@city.takikawa.lg.jp

ホームページ：https://www.city.takikawa.lg.jp

## 別紙Ⅰ 優先交渉権者決定基準

### 1. 本基準の位置づけ

本事業の優先交渉権者決定基準は、滝川市（以下「発注者」という。）が、本事業を実施する事業者の募集および選定を行うにあたって、本事業の募集に参加する事業者の中から、最も優れた提案を行った事業者（以下「（以下「優先交渉権者」という。）を選定するための方法および評価項目等を示し、事業者の提案に具体的な指針を与えるものであり、事業者へ公表する公募型プロポーザル募集要項と一体のものとする。

### 2. 優先交渉権者選定の概要

#### (1) 審査方法

優先交渉権者の選定については、競争性、公平性および透明性の確保に配慮したうえで、事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、「募集要項」、「要求水準書」に基づき、本事業に係る提案内容を審査し、総合的に評価を行う。

#### (2) 優先交渉権者選定の体制

審査にあたっては、（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業企画提案審査職員会議（以下「審査委員会」という。）において、選定基準に関する審議および参加する事業者から提出された本事業実施に関する提案書およびその他関連書類等（以下「提案書等」という）の審査を行い、優先交渉権者を選定する。

なお、審査委員会の審査内容は非公開とする。

### 3. 優先交渉権者選定方法

#### (1) 選定方法

優先交渉権者の選定は、二段階の審査により実施し、資格審査としての選定は、事業者の参加資格要件を確認する審査を事務局が行い、提案審査として提案価格の確認、書類の不備および未記入の確認（基礎審査）、要求水準以上の提案審査（加点審査）を審査委員会が行う。

なお、提案審査に資格審査の結果は影響しない。

#### (2) 資格審査

資格審査は事業者から提出された参加資格確認申請書に基づき、公募型プロポーザル募集要項に定める参加資格要件について審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

#### (3) 提案審査

事業者から提出された提案書等の審査を行う。審査にあたり、事業者によるプレゼンテーション、審査委員会による応募事業者へのヒアリングを実施する。

なお、事業者から提出された提案書等に疑義がある場合は、事業者に内容の確認および追加資料の提出や個別ヒアリングを求める場合がある。

また、事業者への確認結果およびヒアリングにおける回答内容等については、提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力があるものとして取扱う。

##### ①基礎審査

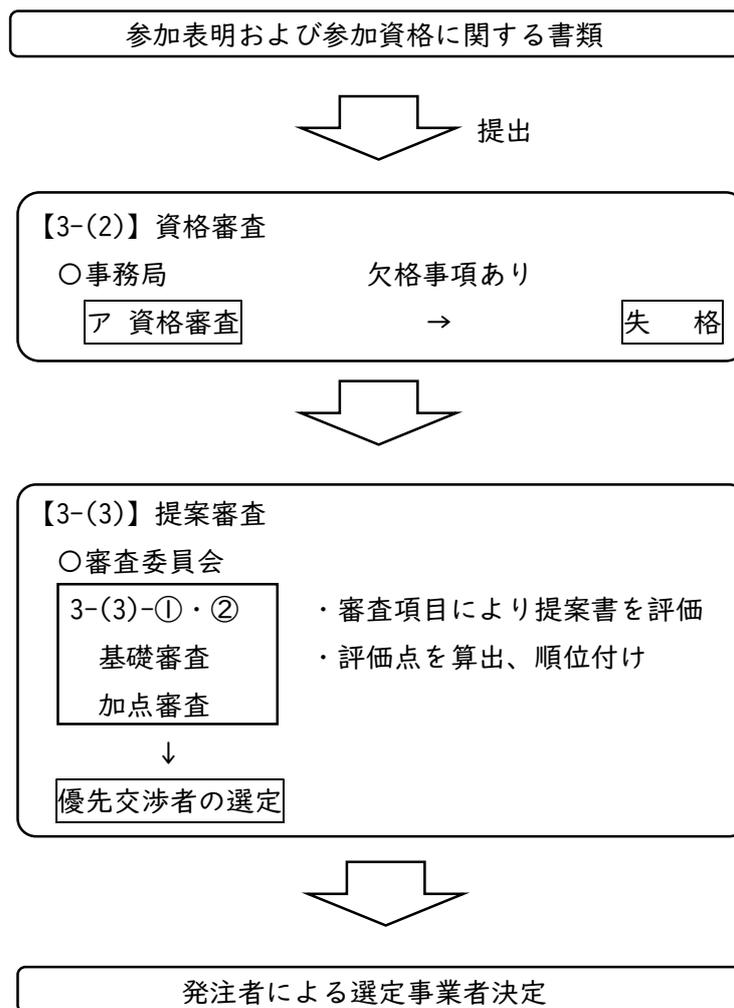
事業者から提出された提案書類を確認し、様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。提案書等に不備や未記入の書類がある場合は、失格とする。

## ②加点審査

配点は、【表1 評価項目および配点等】に示す評価項目、配点および評価に従い、事業者の提案内容について加点評価し得点化する。得点化に際しては【表2 各評価項目の得点化基準】により提案内容を6段階で評価し、得点を付与する。

なお、算出の際は、審査項目別に小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを求める。

【図1 審査の流れ】



【表1 評価項目および配点等】

No.	評価項目	配点
本事業の実施に関する項目		
1	事業の妥当性	10点
2	事業実施体制の妥当性	10点
3	リスクへの対応および事業履行の確保	10点
4	提案価格の妥当性	10点
5	事業実施における地域への貢献	20点
6	本施設の整備計画、施工計画	50点
7	本施設の機能配置、動線計画、諸施設の計画	60点
8	本施設の省エネ、ユニバーサルデザイン等	30点
合計		200点

《本事業の実施に関する項目：200点》

No.	中項目	配点	小項目	評価視点	主な様式
1	事業計画の妥当性	10	○事業実施の基本方針	○本事業の目的を十分に理解した提案となっているか ○要求水準書に則り、必要な項目が網羅されており、具体的な提案か ○施設利用者にとって魅力的で快適な環境を実現する提案か ○ゼロカーボンシティの実現に資する具体的な提案か ○その他、優れた提案が含まれているか	様式 5-2
2	事業実施体制の妥当性	10	○事業実施体制および発注者との連絡調整の工夫	○業務実施体制が妥当かつ明確であるか ○発注者との効率的な連絡・調整体制が明示されているか ○その他、優れた実施体制が構築されているか	様式 5-2

No.	中項目	配点	小項目	評価視点	主な様式
3	リスクへの対応および事業履行の確保	10	○本事業におけるリスクの想定およびその対応策の妥当性	○本事業の想定リスクの把握・抽出・分析が適切であるか ○リスク対応策は適切か ○事業者間でのリスク分担の妥当性	様式 5-2
			○確実に事業を履行できる体制や仕組への工夫	○リスク管理体制の有効性は高いか ○労務者は確保されているか ○緊急時の対応方針、体制などは実効的であるか	様式 5-2
4	提案価格の妥当性	10	○提案価格の妥当性	○提案価格は妥当であるか	様式 4-2
5	事業実施における地域貢献	20	○地域経済に対する貢献への取組	○滝川市内事業者の活用等、地域経済への貢献に効果的な取組が計画されているか	様式 5-3
			○事業実施における滝川市内事業者の活用方策	○施工予定事業者における滝川市内事業者の占める割合がどのようになっているか ○滝川市内事業者の役割や業務内容が地域経済活性化に配慮されたものとなっているか ○滝川市内事業者の育成に配慮した業務内容、体制となっているか	様式 5-3

No.	中項目	配点	小項目	評価視点	主な様式
6	本施設の整備計画、施工計画	50	<p>○本施設の整備計画</p> <p>○本施設の施工計画</p>	<p>○ 本事業のコンセプト及び本市のまちづくりの取り組みを踏まえた整備方針が明確に示されているか</p> <p>○施設の一体的な利用が図られる合理的かつ効果的な土地利用(ゾーニング)及び施設配置となっているか</p> <p>○周辺環境(景観、道路、住宅等)への配慮がなされているか</p> <p>○その他、優れた提案が含まれているか</p> <p>○安全かつ確実な工程及び施工計画への配慮がなされているか</p> <p>○工事期間中の騒音・振動等周辺環境への配慮や付近の通行者の安全確保等について具体的な方法が提案されているか</p> <p>○品質の確保について、具体的な方法が提案されているか</p> <p>○その他、優れた提案が含まれているか</p>	様式 6-2
7	本施設の機能配置、動線計画、諸施設の計画	60	<p>○本施設の機能配置、動線計画</p> <p>○本施設の諸施設の計画</p>	<p>○子どもから高齢者まで、多世代に分かりやすく利用しやすい施設配置となっており、快適な空間が提案されているか</p> <p>○諸施設機能に応じた合理的かつ効果的な諸室の配置となっているか</p> <p>○子どもや高齢者等、利用者の年代を踏まえた適切なゾーニングや、子育て機能や交流機能における魅力的な提案されているか</p> <p>○その他、優れた提案が含まれているか</p> <p>○各施設機能の特性を踏まえた合理的かつ魅力的な室内レイアウト、仕様となっているか</p> <p>○各施設の具体的な利用イメージが提案されているか</p> <p>○各施設機能が連携する合理的</p>	様式 6-3

				かつ効果的な提案となっているか ○その他、優れた提案が含まれているか	
8	本施設の省エネ、ユニバーサルデザイン等	30	○本施設の省エネ、ユニバーサルデザイン等	○省エネや省資源、将来的な可変性といった維持管理しやすい施設とする等、LCC 縮減への配慮が提案されているか ○全ての利用者が安心して利用できるようユニバーサルデザインに配慮されているか ○収容避難所としての防災面に配慮した提案となっているか ○その他、優れた提案が含まれているか	様式 6-4

【表 2 各評価項目の得点化基準】

評価	評価基準	点数化の方法
A	極めて優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2
F	未記入	配点×0.0

#### (4) 全体評価

審査委員会は、「3-(3)-② 加点審査」で算出した点数を評価点(満点は 200 点)とする。

審査委員会は、最も評価点の高い者であり、かつ委員全員の評価点数の合計の平均が 60%以上を優先交渉権者として選定する。

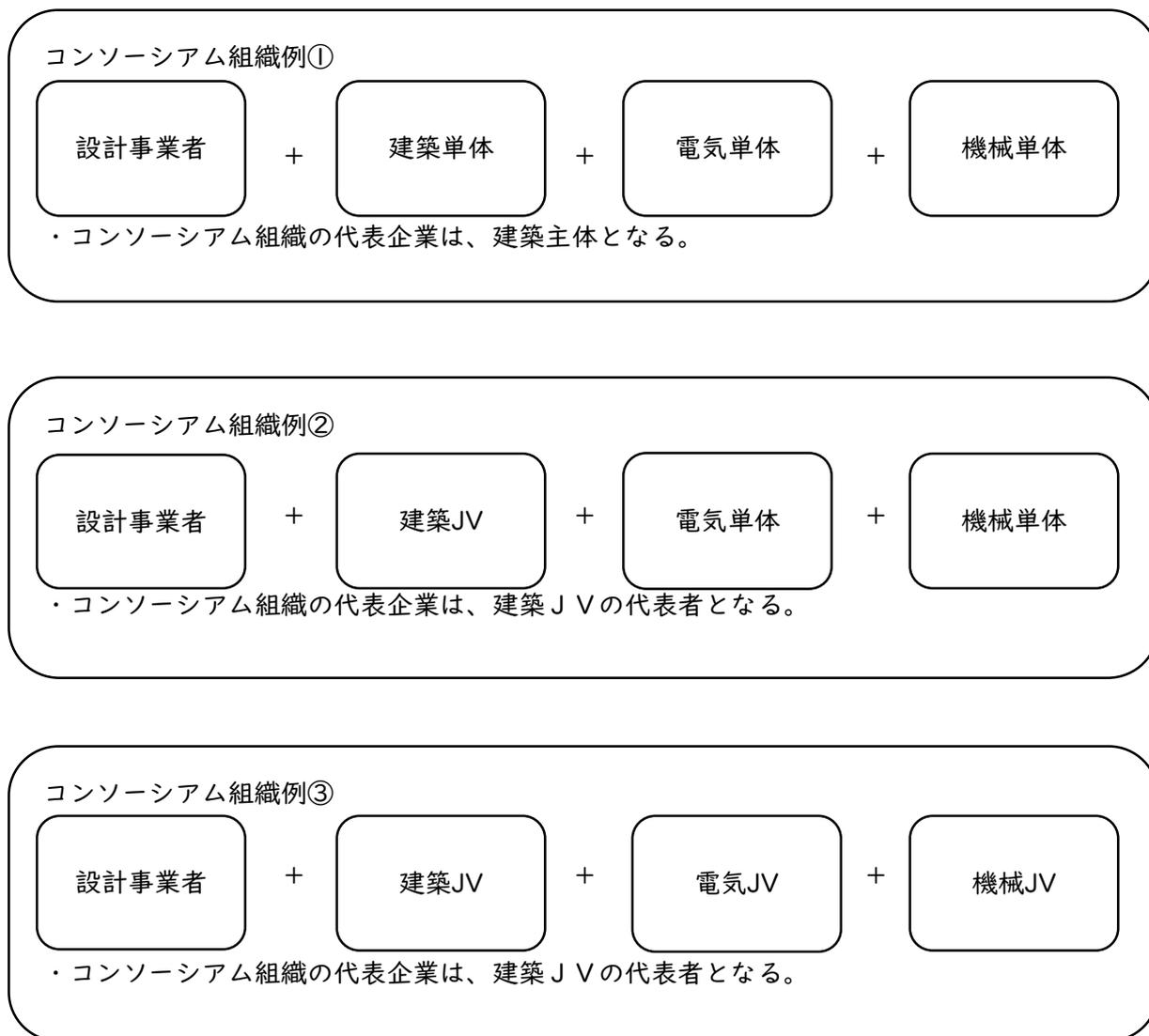
なお、最も評価点が高い者が 2 者以上あるときは、「3-(3)-② 加点審査」に定める「評価基準 No. 6、7、8」の合計点数が高い者を優先交渉権者として選定する。

また、優先交渉権者の次に点数が高い者を次点とする。

提案審査に進んだ者が 1 者であった場合には、委員全員の評価点数の合計の平均が 60%以上であれば、当該提案権者を優先交渉者として選定するものとする。

別紙2 応募者の構成・参加資格に関する事項

【図2 コンソーシアム組織の構成の例】



【図3 等級Aとなる構成について】

①単体で等級Aの者

②2社結成の場合

A + A、A + B

③3社結成の場合

A + A + A、A + A + B